

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

境町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理に関する事務 ②介護保険料の賦課、徴収、還付に関する事務 ③介護保険料の滞納管理に関する事務 ④要介護等認定に関する事務 ⑤受給者管理に関する事務 ⑥介護保険給付管理に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一 68項、101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条、第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94、121の項 【別表第二省令における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3 【別表第二省令における情報照会の根拠】 46、47、59の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境町福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	境町総務部総務課 0280-81-1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	境町総務部総務課 0280-81-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	中田 勝昭	加藤 武	事後	
平成30年12月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	加藤 武	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
令和4年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理に関する事務 ②介護保険料の賦課、徴収に関する事務 ③介護保険料の滞納管理に関する事務 ④要介護等認定に関する事務 ⑤受給者管理に関する事務 ⑥介護保険給付管理に関する事務	事後	
令和4年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・番号法第9条第1項別表第一 68項、101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第50条、第74条	事後	
令和4年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、106、109	・番号法第19条第8号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94、121の項 【別表第二省令における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3 【別表第二省令における情報照会の根拠】 46、47、59の4	事後	
令和4年10月11日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月6日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年10月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月6日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	介護保険に関する事務	事後	
令和5年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理に関する事務 ②介護保険料の賦課、徴収に関する事務 ③介護保険料の滞納管理に関する事務 ④要介護等認定に関する事務 ⑤受給者管理に関する事務 ⑥介護保険給付管理に関する事務	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理に関する事務 ②介護保険料の賦課、徴収、還付に関する事務 ③介護保険料の滞納管理に関する事務 ④要介護等認定に関する事務 ⑤受給者管理に関する事務 ⑥介護保険給付管理に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和5年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一 68項、101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条、第74条	・番号法第9条第1項別表第一 68項、101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条、第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	事後	
令和5年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94、121の項 【別表第二省令における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3 【別表第二省令における情報照会の根拠】 46、47、59の4	・番号法第19条第8号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94、121の項 【別表第二省令における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3 【別表第二省令における情報照会の根拠】 46、47、59の4	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	